



ゆうメール

2018.12.12

令和4年
(2022年)

5月号
第568号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



— 主な記事 —

税に関するアンケート集計結果	2 ～ 3 頁
税務ポイント	4 ～ 5 頁
法律レポート	6 ～ 7 頁
前期部会税務研修会ご案内	7 頁
皆さんこんにちは・酒井慶太郎氏	8 頁
頑張ってます・熊谷由里子さん	8 頁
ふるさとの食シリーズ	9 頁
会員福利厚生制度PR	10 頁
5月の予定 等	11 頁
インフォメーションコーナー、地区トピックス、 川柳コーナー、あとがき	12 頁
松本法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い	付録
第19回会員親睦ゴルフ大会ご案内	付録
総会記念講演会ご案内	付録

ふるさとの食シリーズ

“ 安曇野の玉ねぎ ”

生で食べても良し。加熱しても良し。料理次第で主役にも名脇役にもなる“玉ねぎ”。安曇野市では豊科・堀金地域を中心に玉ねぎ栽培が盛んです。長野県のタマネギ栽培は10月～11月頃に定植し、冬を越して6～7月に収穫するのが一般的だそうですので、もう少しでおいしい新玉ねぎが食卓に上ることでしょう。

安曇野市では6月には「安曇野玉ねぎ祭り」も開催予定とのこと。今年も美味しい季節がすぐそこまで来ていますね♪

(関連記事 9 頁掲載 大沢利充編集委員)

みんなで回覧しましょう。

社 長						経理担当
--------	--	--	--	--	--	------



差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル 5 階

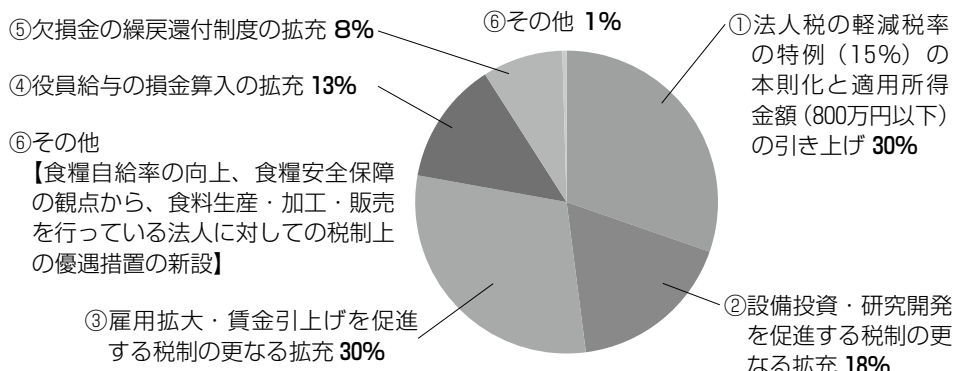
税に関するアンケート集計結果

(ご回答募集期間：令和4年2月～4月)

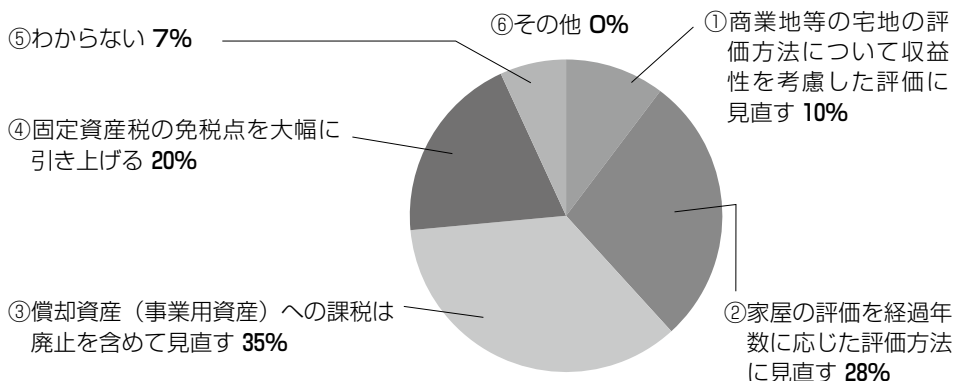
「令和4年度税制改正大綱」は、岸田文雄首相の掲げる所得再分配に向け、法人課税関係では、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する一方、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も消極的な企業に対しては、研究開発などの費用の一部を法人税から差し引く投資減税の適用外とするなどの措置を講ずることとなりました。個人所得課税関係では、住宅ローン控除の適用期限を4年延長するとともに、借入限度額・控除率や控除期間の見直しが行われております。なお、金融所得課税については、高所得者層において所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるとして、「金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある」と記載されるにとどまっております。

このように今回は「成長と分配の好循環」に資する改正内容が盛り込まれましたが、今後の税制等について以下の設問にお答えください。

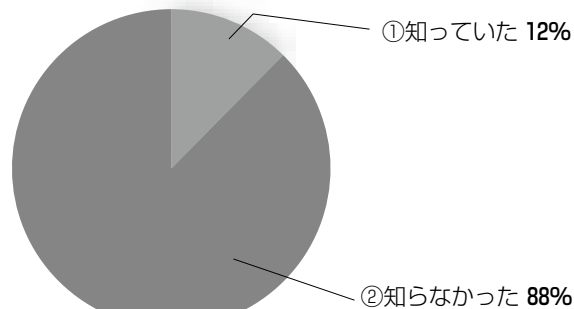
1. 令和5年度に向けた税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に実現を希望するものを下記の中から2つ以内でお選びください。



2. 地方税の中の「固定資産税」について見直したした場合、特に重視するものを下記の中から2つ以内でお選びください。



3. 住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、当会管内でも法人税割において、麻績村を除く3市4村(松本市・塩尻市・安曇野市・筑北村・生坂村・山形村・朝日村)で超過課税を行っています。このことをご存知ですか。(長野県法人会連合会と当会は連携して該当自治体へ標準税率採用のお願いをしています。)



4. 政府は事業承継を促進するため税制支援策を講じてきておりますが、これまでの改正を踏まえて、今後特に希望するものを下記の中から2つ以内でお選びください。

⑤その他

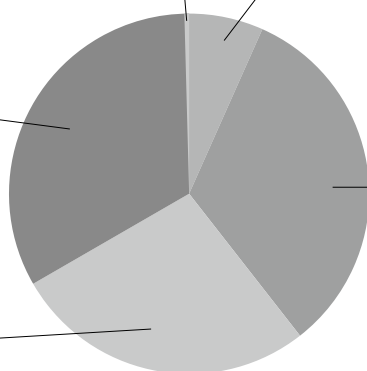
【未上場の中小企業において株式の評価額算定は必要であるが、実態と乖離があり、現在の算定方法の更なる見直しが必要】1%

④欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める 32%

③納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める 27%

①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する 7%

②相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める 33%



5. 我が国の財政はコロナ対策費などもあり国と地方の長期債務残高が1,200兆円を超え、先進国の中でも突出して悪化しています。今後の少子高齢化の進展、人口減少社会に対応し、将来世代への負担を回避するため、様々な手段を講じて財政再建を進めなければなりません。そのために最も重要だと思うものを下記の中から1つだけお選びください。

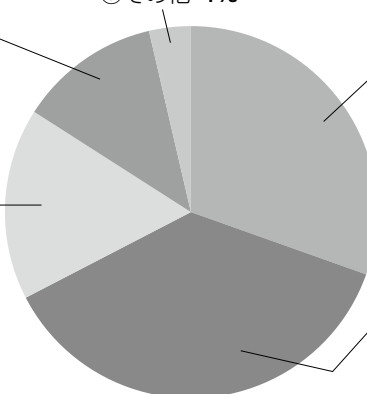
④わからない 12%

⑤その他 4%

③企業や個人の適正な負担増を中心に対応する 17%

①経済成長による歳入の増収を中心に対応する 30%

②歳出削減を中心に対応する 37%



⑤その他

【1,200兆円の借金もあるが、国民への借金であり、資産も突出して多いとみる向きもあり、プライマリーバランスを考えすぎて財政支出の引き締め、緊縮財政に動くのではなく、経済成長を促す政策に資源を投入してほしい。／議員数の削減（複数）・給与の削減（複数）・文書通信費の廃止／新しい産業を興す】

その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

【税体系・行財政全般】

太陽光などの設備に対する課税が極めて高いので改善してほしい／長期債務残高が増え続けていることに不安を感じる／中小企業向け投資促進税制などにおいて“娯楽業”が対象業種から除外されることが多いが、除外されないようにしてもらいたい／老朽化する水道や道路などインフラ崩壊にならないよう予算をつけてほしい／現状の正しい分析、将来の予測をして賢い税金の使い方をしてほしい／消費税を減税してほしい／自動車に関わる諸税の廃止・見直しを早急に求めたい（自動車利用が不可欠な地方にとって税負担が重すぎる）／高齢化・少子化は確実に進むので、従来の税体系は見直していく必要がある／弱者を支えるために社会全体の構造を考えていく必要がある

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^①) 所得税関係 一定の寄附金を支払ったときの 所得控除(寄附金控除)

Q. 一定の寄附金を支払った時の所得税の所得控除について具体的に教えてください。

A. 納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得控除を受けることができます。これを寄附金控除といいます。なお、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金および公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することができます。

特定寄附金の範囲

特定寄附金とは、次のいずれかに当てはまるものをいいます。

ただし、学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益がおよぶと認められるものおよび政治資金規正法に違反するものなどは、特定寄附金に該当しません。

- (1) 国、地方公共団体に対する寄附金
- (2) 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人または団体に対する寄附金のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして、財務大臣が指定したもの
 - イ 広く一般に募集されること
 - ロ 教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること
- (3) 所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、所得税法施行令第217条で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（令和3年4月1日以降に支出する出資に関する業務に充てられることが明らかなものならびに上記(1)および(2)に該当するものを除きます。）

なお、所得税法施行令第217条で定めるものとは、次の法人をいいます（以下「特定公益増進法人」といいます。）。

イ 独立行政法人

ロ 地方独立行政法人のうち、一定の業務を主たる目的とするもの

ハ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団および日本赤十字社

ニ 公益社団法人および公益財団法人

ホ 私立学校法第3条に規定する学校法人で学校の設置もしくは学校および専修学校もしくは各種学校の設置を主たる目的とするものまたは私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校もしくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

ヘ 社会福祉法人

ト 更生保護法人

(4) 特定公益信託のうち、その目的が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定のものの信託財産とするために支出した金銭

(5) 政治活動に関する寄附金のうち、一定のもの

(6) 認定特定非営利法人等（いわゆる認定NPO法人等）に対する寄附金のうち、一定のもの（令和3年4月1日以降に支出する出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除きます。）

(7) 特定新規中小会社により発行される特定新規株式を払込みにより取得した場合の特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額（800万円を限度（令和2年12月31日までは1,000万円）とします。）

（注）特定新規株式は、次の特定新規中小会社ごとに発行される株式をいいます。

特定新規中小会社	特定新規株式
中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のものその他一定のものに限ります。）	その株式会社により発行される株式
内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない株式会社（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に規定する中小企業者に該当する会社であることその他の一定の要件を満たすものに限ります。）	その株式会社により発行される株式で次のイ又はロに掲げるもの イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合（一定のものに限ります。）に係る同法第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約

	に従って取得をされるもの ロ 金融商品取引法第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（一定のものに限ります。）が行う同項に規定する電子募集取扱業務により取得をされるもの
租税特別措置法第37条の13第1項第3号に掲げる指定会社	その指定会社により発行される株式
国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社	その株式会社により発行される株式で平成27年7月15日から令和4年3月31日までの間に発行されるもの
内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社	その株式会社により発行される株式で平成30年6月1日から令和4年3月31日までの間に発行されるもの

寄附金控除の金額

次のいずれか低い金額－2000円＝寄附金控除額

イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額

ロ その年の総所得金額等の40パーセント相当額

申告等の方法

寄附金控除を受けるためには、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に次の書類を添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

- (1) 寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証（領収書）（電磁的記録印刷書面を含みます。）
- (2) (1)の受領証などのほか、次に掲げる書類

イ 上記特定寄附金の範囲(3)ロについては、地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体のその旨を証する書類の写しとして交付を受けた

もの

- ロ 上記特定寄附金の範囲(3)ホについては、特定公益増進法人である旨の証明書の写し
- ハ 上記特定寄附金の範囲(4)については、特定公益信託であることの認定書の写し
- ニ 上記特定寄附金の範囲(5)については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」
- (注) 確定申告書を提出するときまでに、「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日、「寄附金（税額）控除のための書類」の送付を受けた後、速やかに税務署に提出してください。
- ホ 上記特定寄附金の範囲(7)については、(1)の受領証などに加え、以下の書類を添付する必要があります
- (イ) 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書
 - (ロ) 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書
 - (ハ) 都道府県知事等が発行した特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書
 - (ニ) 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
 - (ホ) 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
 - (ヘ) 投資契約書の写し

根拠法令等

所法78、120、所令217、217の2、262、所規47の2、措法41の18、41の18の2、41の18の3、41の19、措令26の27の3、26の28、26の28の2、26の28の3、措規19の10の3、19の10の4、19の10の5、19の11、平成29年国税庁告示10号

（税制委員会：

赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿）
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号

法律レポート**新型コロナウイルス禍の契約業務における中小企業の対応
と留意点について — その2、請負契約のケース —**

三浦法律事務所 弁護士 三 浦 守 孝



1、はじめに

請負工事において現場に多くの作業員が出入りし、工事現場で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しないか心配でありますし、建設業界では最近ウッドショックや建設資材の著しい値上げや不足により工事単価上昇が工期遅延と共に問題となっています。

2、期限までに請負人が仕事を完成させることが出来ない場合については発注者が債務不履行に基づく損害賠償請求をするか、請負契約を解除することが考えられます。請負人としては、(i) 帰責事由の不存在を理由として免責されるか否か、(ii) 不可抗力条項等により契約上において免責されないかを検討することになります。

なお民間連合建築請負契約約款が用いられることが多いですが、同約款28条6項には、受注者は「不可抗力……その他正当な理由がある時は……必要と認められる工期の延長を請求することができる」と規定し、32条1項dでは「不可抗力のため、受注者が施行できないとき」は、受注者は一定の手続を行うことにより工事を中止することが出来る旨、規定しています。

「不可抗力」とは「天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することのできない事由」とされています。

3、①政府等の要請による現場閉鎖について

新型コロナウイルス感染症（の蔓延）は少なくとも「自然的…な事象」に該当すると考えられるため「発注者と受注者のいずれの責めに帰することのできない事由」に該当するかが問題となりますが、政府や都道府県知事からの要請が任意の協力であり、これに応じることについて法的義務がない場合には要請に従うことが不可抗力であったとは判断されにくいものと思料されます。

4、②作業員の罹患について

請負人側の事情によって遅延が生じている点が①とは異なり、同約款における「不可抗力」の定義のうち「発注者と受注者のいずれの責めにも帰することのできない事由」に該当するかが問題となります。

この点、作業場所の所在に罹患することを防ぐことが難しい程度にまで蔓延している状況であれば、不可抗力であったと認定される可能性もあると考えられ、他方で、作業現場における感染症防止策等が不十分であった結果、当該作業現場で新型コロナウ

イルス感染症が蔓延したというケースであれば、不可抗力であったとは認定されない可能性が高くなります。

5、新型コロナ対応で、工期の変更が必要となるケース

新型コロナの影響により、住設機器や建材が納品遅延となり、トイレがない、キッチンが使えないでは困ってしまうため、他のメーカーの住設機器、建材への変更に伴う、工期延長が必要となります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、従業員を減らし、微熱のある社員や濃厚接触者を自宅待機させるために工期延長の必要性も生じます。

6、規約新設の必要性

感染症の拡大防止措置に伴う作業員の削減・隔離措置は、請負契約書や約款の工期変更のいかなる事由にも当てはまらない可能性があり、工期変更事由を追加する規約が必要となります。

工事現場の三密を防止するため、現場職人の数を減らすと、工期がオーバーしての引渡しになってしまうリスクが大きく、請負人としては工期が遅れた分の遅延損害金を支払いたくない場合には規約を新設しておく必要があります。

7、新型コロナ対策としての工事の中止について

工事現場で新型コロナウイルスの感染拡大が心配で、工事を中止したい場合には工事中止請求の規約（発注者都合による中止ではなく、やむを得ない措置として）を制定する必要があります。なお、工事再開時の請負代金額協議により、請負人の負担を軽減することに配慮する規約も必要となります。

8、請負人が作業員に対して負担する安全配慮義務の観点から、工事を中断することが求められることもあります。一方の義務を履行すれば他方の義務を履行できないという関係にある場合には、財産上の義務である仕事完成業務を優先して工事の中断・現場の閉鎖を実施することはやむを得ない措置として免責される場合もありえます。

9、事情変更の原則の適用について

今回の新型コロナウイルスによる経済情勢の変化等は過去数十年間に何度か生じている単なる経済不況とは状況を全く異にしているため、契約の具体的内容等個別具体的判断の結果、事情変更の原則の適用もやむを得ないとする判例も将来出てくる可能性も否定できません。契約内容の変更や中途解約・解

除等の可否については、まず契約書等で従前に合意されている契約内容に基づき、個別の事情により契約の変更、中途解約・解除等の可否を検討することになります。

以上

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手 1-3-29 丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030 代 FAX(0263)39-2031

令和4年度 前期税務研修会

テーマ

『令和4年度税制改正について・その他』

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキなどでご案内します。なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

＊講師：松本税務署担当官（松本会場（A～Eブロック）は全て14:00～、松本市駅前会館4階にて行います。）

日 程	部 会	時 間（松本各ブロックは14:00～）	会 場
5月9日(月)	上高地・白骨温泉旅館部会	15:30～総会・16:10～研修会	松本商工会館
5月10日(火)	山形部会	15:00～研修会・16:10～総会	山形村商工会
5月11日(水)	安曇部会	15:30～総会・16:10～研修会	松本商工会議所 安曇支所
5月16日(月)	三郷部会	15:00～総会・15:50～研修会	安曇野市商工会 三郷商工会館
5月17日(火)	奈川部会	15:00～総会・15:50～研修会	松本市奈川文化センター 夢の森
5月18日(水)	堀金部会	15:00～総会・15:50～研修会	安曇野市商工会 堀金商工会館
5月19日(木)	筑北部会	15:00～総会・15:50～研修会	麻績村商工会
5月23日(月)	梓川部会	15:00～総会・15:50～研修会	松本商工会議所 梓川支所
5月24日(火)	朝日部会	15:00～研修会・16:10～総会	朝日村商工会
5月25日(水)	波田部会	15:00～研修会・16:10～総会	松本市波田商工会
6月1日(水)	川手部会	15:00～総会・15:50～研修会	安曇野市商工会 明科商工会館
6月3日(金)	松本Aブロック（中央・大手・深志 各地区と農協部会）		
6月6日(月)	塩尻部会	15:00～研修会・16:10～総会	ホテル中村屋
6月8日(水)	豊科部会	15:00～総会・15:50～研修会	勇屋会館
6月10日(金)	松本Bブロック（城西・丸の内・開智・北深志・白坂・宮沢・宮沢本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田（各町）・渚・島内 各地区）		
6月13日(月)	穂高部会	15:00～総会・15:50～研修会	安曇野市商工会 穂高商工会館
6月15日(水)	松本Cブロック（城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿（各町）・松原・並柳・中山・中山台・内田 各地区）		
6月22日(水)	松本Dブロック（本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮（各町）・両島・笹部・南原・島立・新村・和田 各地区）		
6月28日(火)	松本Eブロック（野溝木工・芳川野溝・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・芳川小屋・村井町（各町）・笹賀・空港東・神林・今井 各地区）		

☆開催にあたり、参加者間の座席距離の確保、室内換気などを心掛けますが、ご参加いただく皆様には手指消毒、マスク着用、検温などへのご協力をお願いいたします。

☆今後の感染状況により、開催を見合わせる場合もございますことをご理解いただきますようお願いいたします。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得



酒井産業株式会社

塩尻市木曾長瀬

代表取締役社長 酒井 慶太郎 氏

『森と産地と人を繋ぐ』

ヒノキやスギ、竹といった国産材を中心に加工された木竹生活用品の卸販売を手掛ける酒井産業(株)さんでは全国で製造される漆器、白木製品(まな板や飯切り等)、家具や玩具等の温もり豊かな木製品を中心に約1,500アイテムを取り扱っています。1935年に木曾漆器の行商から始まり、それぞれの時代に合わせて販路も拡大。業務用漆器卸、生活協同組合への共同購入(通販)、そして近年はネット通販(EC)も活用し全国のお客様に製品をお届けしています。

4代目となります酒井社長さんは早くから持続可能な成長を目指す“SDGs”に注目し、取り組みを開始されており、昨年には長野県が推進する『信州SDGs アワード2021』も受賞されました。コロナ、戦争など、先行きの見えない時代、経営者として不安になることもあるそうですが、そんな時は自然豊かな木曾谷をランニングしたり、厳かな奈良井宿鎮神社を参拝し、心穏やかに物事を考える時間をつくっているそうです。

温もりある自然素材製品を通して、森と産地と人を繋いできた同社。これからも素敵な品で私たちの心を豊かにしてくれることでしょう。

(清澤和恵編集委員)



頑張ってます!!

『そのお悩み、
“商標コンシェルジュ®”
にご相談ください』Y'sPLACE(ワイズプレイス)
合同会社

松本市城東

2級知的財産管理技能士

熊谷 由里子 さん

Y'sPLACE 合同会社さんは主に商標権に関するサポート業務を行う企業として2020年に設立されました。商標とは社名や商品、サービス等に付けられるトレードマークのことを指し、品質の保証として安心と信用にもつながるマークです。

昨今、こうした商標権等のいわゆる“知的財産権”の重要性を耳にする機会も多いのではないのでしょうか?せっかく考えた名前やロゴが知らないところで第三者の権利を侵害してしまうといった危険性等には注意が必要です。場合によっては長らく使用していた商品名やサービス名が、後から第三者によって商標登録されてしまい、使用差し止めを求められる等のトラブルも起こりうるそうで、そんなトラブルが無いように商標登録に向けた事前調査や手続きのご案内を行っています。また、同社は特許事務所と連携し、特許権や意匠権といった知的財産権も幅広くサポートしています。

想いが込められた名前やサービスをより一層大切にしていくために、商標権について一度考えてみませんか?ご興味をお持ちいただいた方は是非“商標コンシェルジュ®”熊谷さんにご相談ください♪

(大沢利充編集委員)

・【ふるさとの食】シリーズ ②⑤ ・

『もうすぐ新玉ねぎの季節です！
～安曇野の玉ねぎ～』

全国的にみると、玉ねぎの生産地といえば北海道や佐賀県、兵庫県が有名ですが、長野県内では安曇野市、とりわけ豊科・堀金地域では昔から盛んに栽培されています。北アルプスの豊かで清らかな水と、豊饒な大地、長い日照時間等気候条件にも恵まれ、安曇野の玉ねぎは甘く、みずみずしく成長するそうです。

とりわけ新玉ねぎはジューシーさや甘味が強く人気で、定番のサラダのようにそのまま食べてもよし。煮たり焼いたり加熱して食べてもよし。また玉ねぎ自体をメインとすることも出来ますし、具材として美味しい料理を支えることも出来る大変魅力的な食材です。

地域としても名産の玉ねぎに、より親しんでいただくためのイベントとして「安曇野玉ねぎ祭り」の開催が続いています。こちらでは玉ねぎの収穫体験（自分



で収穫した玉ねぎを袋に詰めて購入することができるようです）や直売が行われ、美味しい玉ねぎを割安に手に入れることが出来るとあって毎年大勢の方々に賑わいます。今年は6月18日(土)・19日(日)に安曇野市豊科・堀金地域での開催が予定されているようですが、コロナ感染拡大状況により計画の変更等などもあるようなのでご注意ください。

玉ねぎに対して「目に染みる」とか、「からい・苦い」などマイナスなイメージをお持ちの方もいるかもしれませんが、是非一度、安曇野の玉ねぎ、出来れば新玉ねぎをご賞味ください。きっと良い意味で驚くことになりますよ♪（大沢利充編集委員）

第10回通常総会 開催のお知らせ

第10回通常総会を下記の通り開催いたします。会員企業の皆様にはすでに往復はがきでのご案内をさせていただいておりますのでご確認いただき、ご出欠にかかわらずご予約を事務局までご返信いただきますようお願い申し上げます。（5月23日までにご返信ください）

●日時 5月30日(月)

受付開始 13:30 開会 14:00

●場所 ホテルブエナビスタ3階「グランデ」

●時程 (1)第10回通常総会 (14:00～15:30)

①通常総会

②優良経理担当者表彰式

(2)記念講演会 (15:40～17:10)

テーマ「鳶～日本を造る男たちの物語～」

講師 多湖弘明氏（鳶職人）

●備考 ご出席の場合、マスク着用のご協力をお願い致しますとともに体調不良・発熱症状のある場合は、出席をご遠慮くださいますようお願いいたします。

出欠回答、委任状提出にご協力ください

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!



Business Guard



AIG 損保

世界有数の地震国、日本! いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

この広告は保険の概要をご説明したものです。

保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない

場合もございますのであらかじめご了承ください。

2022年2月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

松本支店

〒390-0814

長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階

TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(22-073005)

5月の予定

9日上高地・白骨温泉旅館部会総会・税務研修会、青年部第五委員会・幹事会、租税教室（寿小学校） 10日税制委員会グループ会議、山形部会税務研修会・総会 11日女性部幹事会、安曇部会総会・税務研修会 12日税務入門（おさらい）講座 13日正副会長会、第19回理事会 16日三郷部会総会・税務研修会 17日奈川部会総会・税務研修会 18日堀金部会総会・税務研修会 19日筑北部会総会・税務研修会 23日梓川部会総会・税務研修会、租税教室（中山小学校） 24日朝日部会税務研修会・総会 25日波田部会税務研修会・総会 26日決算説明会 30日第10回通常総会 等

決 算 説 明 会

（法人税・消費税 / 4月決算法人対象）
【松本会場】5月26日（木）
松本市駅前会館「大会議室」

※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

あなたのお知り合いを紹介してください

“法人会やまびこ運動”
ご協力をお願い

松本法人会が組織強化に向けた取り組みとして、4千社に上る会員の皆様にお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただく「法人会やまびこ運動」へのご協力を本年度もお願い申し上げます。

コロナ禍にあり、いまだ大変厳しい状況下でございますが、この運動をきっかけに法人会の輪をより一層広げていきたいと考えておりますので、皆様のお力添えを引き続きお願い申し上げます。

“やまびこ運動”って何？

☆当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所（法人・個人※支店・営業所等も）をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。※詳しくは当月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。また、当会事業のご案内チラシも同封いたしましたので、ご紹介の際などにご利用ください。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

【税務署からのお知らせ】

◇主に個人事業主の方を中心として、消費税の課税事業者の方向けにインボイス発行事業者の登録申請相談会を次のとおり開催します。

会 場 松本税務署 中会議室
（松本市城西2丁目1番20号）

日 程 令和4年5月26日（木） 午後1時～3時まで
令和4年5月27日（金） 午後1時～3時まで

定 員 各回10名（要事前予約）

※詳しくは、国税庁ホームページの「インボイス制度の説明会」をご覧ください。

【税務入門（おさらい）講座開催のご案内】

恒例となっております税務入門（おさらい）講座を下記の通り開催いたします。

日 時 5月12日（木） 午後2時～4時半

会 場 J A 中信会館 601会議室

テーマ 「社会人向け租税教室」、
「企業会計と税務の相違点 等」

講 師 松本税務署担当官

お申込 事務局までお電話にて（0263-35-8080）

自動車税種別割は 5月31日火までに納めましょう

- ・自動車税種別割の納付をお忘れなく！
- ・普通自動車の自動車税種別割の納期限は5月31日（火）です。
- ・自動車税種別割は、金融機関やコンビニエンスストア以外にも、スマートフォンアプリ「PayPay」、「Line Pay」でいつでもどこでも納付できます。

（注）納付後すぐに車検を受ける場合や、納税証明書が必要な場合は、スマートフォンアプリではなく、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納税してください。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD X線 データ デジタルカメラ
手書きのイラスト
素材を組み合わせて
自社PRから

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



塩尻駅のワイン大だる (塩尻市)



ワインどころ塩尻市に新しいスポットが誕生。多くの観光客を出迎える塩尻駅の東西各出口に、明治から昭和初期に作られたワインの大だるが設置されました。長きに

わたり美味しいワインを作り続けてきた大だるを見ていただくことで、改めて「ワインの郷」塩尻を感じていただきたいものです。(清澤和恵編集委員)

(本号編集委員…
清澤和恵
大沢利充)



(清澤)

先日信濃毎日新聞に「新型コロナ共存探る道」という記事が掲載されており、執筆した人類学者の方の意見に共感しました。生活は元通りに戻し始めている北欧や英国は根絶しようとはしていない。日本はいまだにこのウイルスを排除する道を探している。大切なのはこの病気の受け入れ方ではないかと。感染者は増えていくものの軽症者と無症状者がほとんど。どこに基準を置いて行事の催行、中止を決定するのか?子どもたちは今しか出来ない行事が中止になり、友達とも自由に遊べない、給食は黙って食べなさいと、本当にこれで良いのでしょうか?もうそろそろウィズコロナで経済を回して頂きたいと願うばかりです。

第10回通常総会記念講演会

鳶

日本を造る
男たちの物語
講師 多湖弘明氏(鳶職人)



第10回通常総会記念講演会

- 日 時 5月30日(月) 午後3時40分～5時10分
- 会 場 ホテルブエナビスタ3階
- お申込 松本法人会事務局まで
TEL.0263-35-8080

詳しくは本号付録をご確認下さい

川柳コーナー

こどもの日

スキンシップを

避けられて

母の日に

早く帰宅し

驚かれ

通学路

安全運転

心掛け

新米

あとがき

県内の大きな行事「諏訪の御柱」がいよいよ開催されました。コロナ感染者が減らない状況ですが、宿泊割も県民限定から緩和されつつあります。旅行に行く人、行かない人、考え方は人それぞれです。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等お問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社